

地震編（木造・プレハブ）

調査票記入の手引き

（１）通常の地震被害により損傷した住家**１）第１次調査票Ａ**

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜きで数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、１から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「２．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。

「３．配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真撮影し記録しておいてください。

「４．応急危険度判定」については、危険、要注意、調査済、不明のいずれかに をつけてください。また、応急危険度判定のステッカーに記載されているコメントの要点を転記してください。転記に代えて、ステッカーの写真撮影しても良いでしょう。

「５．外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「６．傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「６．傾斜」の平均値が6cm以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「７．躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうか目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。損傷率が75%以上となった場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「８．基礎」は、該当する損傷率の列の値（損害割合）に 印をつけてください。

「９」「10」は、損傷程度毎に該当する面積率の列の値（損害割合）に 印をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。

なお、面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で

複数の面積率の列の値に をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）

「10」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表の記入

傾斜無の表において、「8基礎」と「9壁」と「10屋根」のそれぞれで をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計あ」に記入してください。

「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合は、「計あ」が住家の損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を合計し、該当する欄に記入してください。

「6傾斜」の平均値が2cm以上の場合は、傾斜有の欄にも記入してください。「10屋根」に15%を加えた値が損害割合「計い」となります。「計あ」又は「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。

「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

2) 第1次調査票B

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「2.住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。

「3.配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

「4.応急危険度判定」については、危険、要注意、調査済、不明のいずれかにをつけてください。また、応急危険度判定のステッカーに記載されているコメントの要点を転記してください。転記に代えて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。

「5.外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「6.傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「6.傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「7.躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうか目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。損傷率が75%以上となった場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「8」～「10」について、該当する場所に印をつけてください。損傷がない場合は、「無被害」にをしてください。

※損害割合は、損傷程度と損傷面積率によって決まります（損傷している範囲が広く、損傷面積率が大きくても、損傷程度によっては、大きな損害割合とならない場合があります）。『イメージ図』の損傷程度と損傷面積率との関係に留意して、最も近い損害割合を選んでください。

「10」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表の記入

A、 Bに該当するかどうかを確認し、Aに該当かつBに該当の場合は、傾斜有の計算へ、それ以外の場合は、傾斜無の計算へ進みます。

傾斜無の場合は、「8基礎」と「9壁」と「10屋根」の合計値が損害割合となります。

傾斜有の場合は、「10屋根」に15%を加えた値が損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を該当する欄に記入してください。

「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

3) 第2次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「2.住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。

「3.外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「4.傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「4.傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です

「5.基礎」は、基礎の全長、損傷長を計測し、基礎の損傷率を算出してください。基礎の損傷率が75%以上となつた場合は、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「6.柱（又は耐力壁）」について、目視により損傷率が75%以上かどうか判断できない場合は、2頁「7」以降に進んでください。

「7」では、各階平面図及び屋根伏図を記入します。1枚で全ての図面を記入できない場合は、コピーして使用してください。

「8.面積率」の床面積率と屋根面積率は、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。「主要階」と「その他階」それぞれにおいて、面積率の合計が1.0になるように記入してください。

「9」～「15」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に をつけてください。**面積率の合計は100%を超えない**ようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他のいずれかの面積率の列の値に をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」となります。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。

「16.設備」について、浴室、台所が存在する階と損傷の状況について該当するところに 印をつけてください。右側のその他の欄は、浴室及び台所以外の設備に被害があつ

た場合に適宜、利用してください。

「16」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表の記入

3頁の「9. 外壁」から「15. 建具」までの各部位について、「主要階」、「その他階」別に のついている数字の合計値を「計」の欄に記入してください。外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については「計」に各階の床面積率を、屋根については「計」に各階の屋根面積率を乗じて得られた値をB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。

3頁の「16. 設備」について、主要階、その他階のそれぞれの階にある設備の損害割合の合計を計のB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。

1頁目の「b」列には3頁目のB欄の値を、「c」列にはC欄の値を転記してください。

「d」列は、「b」列の値と「c」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。なお、d列のうち「10. 柱（又は耐力壁）」の合計値が15%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

「e」列は、「b」列の値に1.25を乗じた値、「f」列は「c」列の値に0.5を乗じた値を記入します。

「g」列は、「e」列の値と「f」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。ただし、「a」列に記載してある構成比を上回ることはできません。「a」の値よりも大きな値となった場合は、「a」の値を記載してください。

「d」列の合計値と「g」列の合計値を計算し、それぞれ「あ」、「い」に記入します。

「4. 傾斜」が2cm未満の場合、「あ」又は「い」のうち大きいほうの値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

- 21 「4. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、「h」列を使用します。「あ」>「い」の場合、「d」列の値を、「あ」<「い」の場合、「g」列の値を「h」列に転記してください。「12. 柱（又は耐力壁）」及び「5. 基礎」の値は用いません。転記した値の和に15%を加えた値を「う」に記入します。「あ」、「い」又は「う」の値のうち最大の値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

（２）地盤の液状化等により損傷した住家

1) 第1次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜きの数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「地盤」の潜り込み等により損傷した住家の場合、「地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

「不同沈下」により損傷した住家の場合、「6. 傾斜」の平均値を転記し、「不同沈下のある傾斜」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

「地盤」「不同沈下」双方により損傷した住家の場合、双方の該当箇所にチェックを入れます。

「判定」の欄に「地盤」「不同沈下」いずれかの結果で得られた損害割合（「20%以上40%未満」等）を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

※「地盤」による損傷と、「不同沈下」による損傷、双方による損傷がみられる場合は、値が大きい方を損害割合として採用します。

2) 第2次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜きで数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

なお、「床上1mまで地盤面に潜り込み」を選択すると、損害割合50%以上、全壊判定となり、「判定」の欄に損害割合を記入し、「全壊」にチェックを入れて終了です。

「不同沈下のある傾斜」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

なお、「6cm以上」を選択すると、損害割合50%以上となり、全壊判定となり、「判定」の欄に損害割合を記入し、「全壊」にチェックを入れて終了です。

iii) 計算方法早見表の確認

「地盤」「不同沈下」各々で損害割合50%未満の場合、縦軸の「傾斜」と横軸の「地盤（潜り込み）」のマトリックスのうち、該当部分が重なる箇所を確認します。

例えば、「地盤」が「基礎の天端下25cmまで潜り込み」、「不同沈下のある傾斜」が「2cm以上6cm未満」の場合、マトリックスではへ誘導されます。

iv) 損害割合算出表の記入

誘導に従い、「」～「」のうち、該当箇所を記入します。「5.基礎」「9.外壁」～「16.設備」の各欄は、第2次調査票の損害割合算出表の「d」列及び「g」列の値を参照して記入します。さらに、「」～「」及び「」の場合、最上段はそれぞれ調査票にある指示通りに記入します（例えば「」の場合、「ク：一階の床面積割合」×25をした値を記入します）

「計」にその合計値を記入します。合計時には、「15.床」・「5.基礎」・「11.柱（又は耐力壁）」の欄については、表にあらかじめ数値の記載がある場合には、その数値を損害割合として加算します。例えば「」の場合、不同沈下がある場合には「35」、無い場合には「25」を加算します。なお、「」「」「」「」「」の場合、「11.柱（又は耐力壁）」の損害割合が11%以上の場合は、その他の部位の損害割合にかかわらず全壊と判定します。

「d」欄と「g」欄を比較し、大きい方の値を損害割合として採用し、「判定」欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。